

◆ 70歳以上の方の届出もれはありませんか！（賞与支払届・算定基礎届・月額変更届）

平成19年4月以降、70歳以上（昭和12年4月2日以降にお生まれの方）の年金受給者についても、在職による支給停止制度が創設されました。そのため、70歳以上でお勤めの方に賞与を支給したときは、「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」が必要になります。通常[○]の賞与支払届とは別に、この届を提出してください。

なお、厚生年金保険の被保険者には該当しませんので、厚生年金保険料は徴収されません。

また、同様に「算定基礎届」、「月額変更届」も届出が必要です。

（算定基礎届）

毎年、4月・5月・6月に受けた報酬の平均月額を通常[○]の算定基礎届とともに「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」を提出してください。

（月額変更届）

固定的賃金[○]が変動した月以降3か月間の報酬の平均額が2等級以上変動したときは、通常[○]の月額変更届とともに「厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届」を提出してください。

※提出が遅れた場合は、年金額にも遡及して影響し、年金の返納が発生するケースがありますので届出もれがないようお願いいたします。

◆ 月額変更届 このような場合は添付書類が必要です

▽改定月の初日から起算して60日以上経過して届出する場合。

▽標準報酬月額が大幅に下がる届出の場合。

- * 月額変更届に限らず適用関係の届書は、事実発生日から60日以上経過して届出する場合は事実確認ができる書類の添付が必要です。
- * 「大幅に下がる場合」とは、標準報酬月額の等級が5等級以上、下がる場合をいいます。

必要な添付書類

1 一般の従業員の方

固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの「賃金台帳」の写し（4か月分）および固定的賃金の変動のあった月から改定月の前月までの「出勤簿」の写し（3か月分）の添付が必要です。

2 株式会社（特例有限会社を含む）の役員の方

固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分までの4か月分の賃金台帳または所得税源泉徴収簿の写しのほかに、下記のいずれか1つの書類が必要です。

- ① 株主総会または取締役会の議事録
- ② 代表取締役等による報酬決定通知書
- ③ 役員間の報酬協議書
- ④ 債権放棄を証する書類

*その他の法人の役員の場合には、これに相当する書類。